

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

八雲町アイヌ施策推進地域計画

令和7年3月19日認定

令和7年8月 8日変更認定

変更後			変更前		
(略)			(略)		
3 アイヌ施策推進地域計画の目標			3 アイヌ施策推進地域計画の目標		
(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題			(2) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題		
(略)			(略)		
○アイヌ関連団体			○アイヌ関連団体		
・八雲アイヌ協会 (設立:昭和21年4月)会長 椎久健夫 令和7年度会員数 <u>128</u> 名			・八雲アイヌ協会 (設立:昭和21年4月)会長 椎久健夫 令和 <u>6</u> 年度会員数 125名		
・アイヌ刺繍愛好団体「ユーラップレラの会」 (設立:平成16年4月)会長 椎久幸子 令和7年度会員数 12名			・アイヌ刺繍愛好団体「ユーラップレラの会」 (設立:平成16年4月)会長 椎久幸子 令和 <u>6</u> 年度会員数 12名		
・アイヌ古式舞踊愛好団体「ユーラップハンチカプの会」 (設立:令和3年4月)会長 椎久幸子 令和7年度会員数 14名			・アイヌ古式舞踊愛好団体「ユーラップハンチカプの会」 (設立:令和3年4月)会長 椎久幸子 令和 <u>6</u> 年度会員数 14名		
(略)			(略)		
(3) 数値目標			(3) 数値目標		
事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業

K P I	アイヌ民族伝統儀式の開催見学者数、交流の場としての参加者数	①八雲町海域に適したホタテ稚貝の産地選定 ②アイヌブランドホタテ貝のw e b閲覧件数
令和7年度 (基準年)	多機能型交流施設建設実施設計	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組
令和8年度	多機能型交流施設建設工事 30人/年間 (エカシ・フチ)	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組
令和9年度 (中間年度)	多機能型交流施設外構工事 230人/年間 (エカシ・フチ含)	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組 ②10,000件/6ヶ月 ※W e b開設年度
令和10年度	230人/年間 (エカシ・フチ含)	②18,000件/年間
令和11年度	200人/年間	②22,000件/年間

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### (4-2) アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

###### ◎多機能型交流施設の建設

アイヌ民族の伝統儀式の開催及び交流の場としての多目的型交流施設を整備することにより、地域住民どおしの交流を促進し、広くアイヌ文化への関心と理解を深め、次の世代へアイヌ文化の継承を図る。

###### ◎アイヌ文化伝承活動支援事業 (エカシ・フチ事業)

アイヌの高齢者 (エカシ・フチ) の豊富な人生経験が尊重された地域の共生社会づくりを図る。

K P I	アイヌ民族伝統儀式の開催見学者数、交流の場としての参加者数	①八雲町海域に適したホタテ稚貝の産地選定 ②アイヌブランドホタテ貝のw e b閲覧件数
令和7年度 (基準年)	多機能型交流施設建設実施設計	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組
令和8年度	多機能型交流施設建設工事	②1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組
令和9年度 (中間年度)	200人/年間	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組 ②10,000件/6ヶ月 ※W e b開設年度
令和10年度	200人/年間	②18,000件/年間
令和11年度	200人/年間	②22,000件/年間

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### (4-2) アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

###### ◎多機能型交流施設の建設

アイヌ民族の伝統儀式の開催及び交流の場としての多目的型交流施設を整備することにより、地域住民どおしの交流を促進し、広くアイヌ文化への関心と理解を深め、次の世代へアイヌ文化の継承を図る。

(略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-2に同じ（多機能型交流施設の建設・  
アイヌ文化伝承活動支援事業）

事業期間：令和7年度～令和10年度（事業スケジュール添付）

事業費：274,363千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3に同じ（ホタテ貝のアイヌブランド化）

事業期間：令和7年度～令和9年度（事業スケジュール添付）

事業費：358,791千円

(略)

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

○ 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである既存施設及び多機能型交流施設建設後の参加者数（施設利用者数）、八雲町海域に適したホタテ稚貝の産地選定地域数、アイヌブランドホタテ貝関係のWeb閲覧件数について公表する。

また、目標の達成状況等について、検証を行い、改善点等を踏まえ、計画期間内の事業の実施に反映させる。

(略)

(略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-2に同じ（多機能型交流施設の建設）

事業期間：令和7年度～令和8年度（事業スケジュール添付）

事業費：292,024千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3に同じ（ホタテ貝のアイヌブランド化）

事業期間：令和7年度～令和9年度（事業スケジュール添付）

事業費：393,875千円

(略)

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

○ 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである多機能型交流施設建設後の参加者数（施設利用者数）、八雲町海域に適したホタテ稚貝の産地選定地域数、アイヌブランドホタテ貝関係のWeb閲覧件数について公表する。

また、目標の達成状況等について、検証を行い、改善点等を踏まえ、計画期間内の事業の実施に反映させる。

(略)

## アイヌ施策推進地域計画

### 1. アイヌ施策推進地域計画の名称

八雲町アイヌ施策推進地域計画

### 2. アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道八雲町

### 3. アイヌ施策推進地域計画の目標

#### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

八雲町は、平成 17 年に日本海側の熊石町と合併し、太平洋と日本海の両方に面する日本で唯一の町であります。

現代の八雲町は、豊かな自然の中で営まれる農業、漁業を基幹産業とした、北海道渡島北部の中心都市として発展しております。

八雲町の歴史を振り返ると、太平洋側の八雲地域においては、明治 11 年に尾張徳川家による大規模移住があり、移住人と先住民のアイヌ民族がともに支えあってきました。

また、日本海側の熊石地域においては、江戸時代松前藩政下の時代から北前船文化とともに、アイヌ民族と交流があったとされております。

多様な自然と海岸景観が特徴である当町は、太平洋側の八雲地域では、「落部（おとしべ）アイヌ語で川尻に魚匂（やな）を掛ける所を意味する」「野田生（のだおい）アイヌ語で野や林を意味する」「遊楽部川（ゆうらっぷがわ）アイヌ語で温泉から下る川を意味する」日本海側の熊石地域では、「熊石（くまうし）アイヌ語で魚を干す物干し竿が多くある所を意味する」などアイヌ語由来の地名が数多く残されております。

また、アイヌ名「イカシパ」（偉大で何でもできうるを意味する）である八雲地域の旧落部村リーダー辨開胤次郎（べんかいたこじろう）は、明治 33 年にアイヌ民族で初めて東宮御所に参内された人物であり、落部八幡宮の境内には明治天皇から拝領した一本松が植えられております。

その他には、黒岩の奇岩（八雲地域）、奇岩雲石（熊石地域）などアイヌ伝説にまつわる景勝地も町内には数多く存在しております。

当町の基幹産業は農業と漁業であります。とりわけ八雲地域内の漁業は、ホタテ貝養殖漁業が中心であります。このホタテ貝養殖漁業は、漁家の約6割がアイヌの人たちが営んでおり、ホタテ貝養殖に携わる漁業者、漁業協同組合、及び水産加工業者等を中心に当町の大きな産業を形成しております。

近年のホタテ貝養殖漁業は、前浜の稚貝へい死等により安定的な養殖ホタテの生産が困難な状況にあり、非常に厳しい漁業経営となっております。

このような状況下、多くのアイヌの人たちが携わるホタテ貝養殖漁業を安定した漁業種として定着させる必要があります。漁家の生活を守るため、当地域の特徴のあるホタテ貝を養殖し、安定的な生産が確立された暁には、これらのブランド化を図り、恒久にわたりアイヌ文化の継承、アイヌの人たちの漁業経営安定化を図ることが重要と考えます。

当該ブランド化については、当初1期計画の令和3年度より計画、実施しましたが、令和3年度及び4年度の移入稚貝については、本養殖の段階で海水温の上昇による成長不良に見舞われたことから十分な生産量が確保できず、令和5年度及び令和6年度については、近年まれにみる全道的な採苗不振に見舞われ、移入稚貝を確保することもできなかつたため、ブランド化を進めることが困難な状況になりました。

このような状況下、令和7年度からは、1期計画で得た知見を基に近年の漁場の変化を踏まえた稚貝確保策による再度稚貝移入試験を実施するとともに、従前とは異なる条件下での育成試験の実施により安定的な生産とブランド化に向けた取組を早急に実施することが必要と考えます。

また、八雲地域内浦地区においては、毎年アイヌ民族の先祖供養の伝統儀式「カムイノミ・イチャルパ」を開催しております。これは、アイヌの伝統儀式を現代に伝える重要なものとなっております。

これらの開催にあたって、現状は、アイヌの人たちの私有建物（倉庫）を借用しており、開催の度に中を片付ける必要があるため大変不便な状況であり、今後長く儀式を続けていくには限界があります。アイヌ民族の伝統儀式「カムイノミ・イチャルパ」を今後も継続的に開催し、広くアイヌの伝統文化を広め、理解を深めるためには、囲炉裏等が整備されている当時を再現した施設で開催することが必要であると考えます。

また、アイヌ刺繍愛好団体を中心としたアイヌ民族衣装の制作、展示等を行うこと、アイヌ舞踊愛好団体を中心とした伝統舞踊を普及していくことで、地域住

民の交流の場として位置付け、アイヌ文化の普及啓発に努めていくことも重要と考えます。

○アイヌ関連団体

- ・八雲アイヌ協会

(設立：昭和21年4月) 会長 椎久健夫 令和7年度会員数128名

- ・アイヌ刺繍愛好団体「ユーラップレラの会」

(設立：平成16年4月) 会長 椎久幸子 令和7年度会員数12名

- ・アイヌ古式舞踊愛好団体「ユーラップハンチカプの会」

(設立：令和3年4月) 会長 椎久幸子 令和7年度会員数14名

○アイヌ文化等関連施設

- ・東部生活館

所在：北海道二海郡八雲町東町42番地1

現況：平成2年11月設置

定期的にアイヌの歴史、文化継承（ユーラップレラの会(アイヌ刺繍愛好団体)、ユーラップハンチカプの会（アイヌ古式舞踊愛好団体）アイヌにまつわる昔話）を開催。

- ・内浦生活館

所在：北海道二海郡八雲町内浦町163番地

現況：平成10年2月設置

地域会館として地域住民の交流、憩いの場となっている。

- ・郷土資料館

所在：北海道二海郡八雲町末広町154番地

現況：昭和53年5月設置（前身の旧公民館資料室は昭和27年9月）

アイヌ資料を展示するとともに、体験事業を開催している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌの歴史、文化と二つの海の歴史が共生するまちを目指し、アイヌ文化を生かした地域・産業の振興を図ることで、今を生きるアイヌの人々が誇りをもって地域で暮らし、その誇りが尊重されるまちづくりを目指すこととする。

### (3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	アイヌ民族伝統儀式の開催見学者数、交流の場としての参加者数	①八雲町海域に適したホタテ稚貝の産地選定 ②アイヌブランドホタテ貝のw e b 閲覧件数
令和7年度 (基準年)	多機能型交流施設建設実施設計	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組
令和8年度	多機能型交流施設建設工事 30人/年間(エカシ・フチ)	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組
令和9年度 (中間年度)	多機能型交流施設外構工事 230人/年間(エカシ・フチ含)	①1地域/年間 ②ブランド化に向けた取組 ②10,000件/6ヶ月 ※W e b 開設年度
令和10年度	230人/年間(エカシ・フチ含)	②18,000件/年間
令和11年度	200人/年間	②22,000件/年間

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### (4-2) アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

###### ◎多機能型交流施設の建設

アイヌ民族の伝統儀式の開催及び交流の場としての多目的型交流施設を整備することにより、地域住民どおしの交流を促進し、広くアイヌ文化への関心と理解を深め、次の世代へアイヌ文化の継承を図る。

###### ◎アイヌ文化伝承活動支援事業(エカシ・フチ事業)

アイヌの高齢者(エカシ・フチ)の豊富な人生経験が尊重された地域の共生社会づくりを図る。

(4-3) 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

◎ホタテ貝のアイヌブランド化

養殖ホタテ貝の水揚げ量を安定させるとともに、アイヌブランドホタテ貝を育成し、販売会等を実施することで広くPRし、八雲ブランドホタテの推進を図る。

5 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-2に同じ（多機能型交流施設の建設・

アイヌ文化伝承活動支援事業）

事業期間：令和7年度～令和10年度（事業スケジュール添付）

事業費：274,363千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3に同じ（ホタテ貝のアイヌブランド化）

事業期間：令和7年度～令和9年度（事業スケジュール添付）

事業費：358,791千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性（第1号基準）

○（4-2）に記載する事業は、アイヌ民族の伝統儀式を開催すること、また地域の住民の交流の場として、アイヌ文化に対する関心、理解が深まり、歴史と文化を尊重しながら共生する社会の実現に寄与するものである。

○（4-3）に記載する事業は、アイヌ文化のブランド化による産業振興を図ることにより、その誇りが尊重される社会の実現、共生する社会の実現に大きく寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性。（第2号基準）

事業の実施については、八雲町が事業主体として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

○ 事業実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である八雲町住民生活課及び水産課が実施もしくは委託業者を特定又は想定しており、その妥当性を検証している。

○ 事業実施のスケジュールの明確性

6で記載の事業スケジュールは、事業担当部署である八雲町住民生活課、水産課が特定及び想定している委託業者との協議をし、作成したものであり、その妥当性を検証している。

○ 地域住民の意見聴取

計画の策定にあたり、八雲アイヌ協会との意見交換を行った他、地域住民とともにアイヌ文化の保存、伝承活動を行っているユーラップレラの会及びユーラップハンチカプの会からも意見を聴取し、反対の意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

○ 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである**既存施設及び多機能型交流施設建設後の参加者数（施設利用者数）、八雲町海域に適したホタテ稚貝の産地選定地域数、アイヌブランドホタテ貝関係のWeb閲覧件数**について公表する。

また、目標の達成状況等について、検証を行い、改善点等を踏まえ、計画期間内の事業の実施に反映させる。

○ 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- ・時 期：計画期間における毎年度3月末時点。
- ・内 容：目標の達成状況について、毎年度、庁内各部署等との連携により効果検証を行い、翌年度以降の計画実施にあたり、取組方針を決定する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし。